平成２６年（フ）第１７号
広島県安芸高田市向原町戸島759番地３
破産者　岩崎　正子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第６号
広島県三次市四拾貫町84番地12、前住所広島県広島市西区横川町３丁目９番４―402号
破産者　中久保　涼
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第７号
広島県三次市四拾貫町84番地12、前住所広島県広島市西区横川町３丁目９番４―304号
破産者　中久保　渉
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１１８号
山口県美祢市美東町大田5915番地２
破産者　井上　雅江
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
福岡市南区警弥郷２丁目14番12―503号
破産者　大山　芳和
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１２号
福岡市南区大平寺１丁目16番５―305号
破産者　八尋　資子（旧姓比田勝）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１４号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目52番地　メゾネット桜ヶ丘203号
破産者　岩瀬　正明
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１３号
福岡市西区内浜２丁目22番５－１号
破産者　熊谷　　潔
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１４号
福岡市博多区住吉４丁目30番14―1103号
破産者　松田　光子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７０号
福岡市中央区高砂２丁目15番29―901号
破産者　圓城寺　徹
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７６号
山梨県甲府市古上条町582番地３　ハイム良Ａ棟102、開始決定時の住所山梨県甲府市白井町717番地
破産者　土屋　幹夫
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５９号
札幌市東区北32条東12―２―13　エスティ32―701号室、住民票上の住所札幌市北区拓北３条４丁目５番１号
破産者　横山　雄司
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２５号
札幌市南区真駒内332番地402
破産者　大沼　貴子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛70番地２
破産者　宇井　景子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
宮城県白石市字東小路116番地
破産者　鈴木敬一郎
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３３４号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺39番地の３　（エルディムムシカ　103号室）
破産者　谷川　隆文
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９７号
京都府木津川市木津南後背37番地68
破産者　行政書士村田伸二事務所こと　村田伸二
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０４号
京都市南区八条源町45番地
破産者　パッケージタケナカこと　竹中　道男
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係